

商業統計調査の概要

1. 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計第 23 号として、昭和 27 年に第 1 回目を実施した。以降、2 年ごとに実施し、昭和 51 年から 3 年ごとに実施していた。その後、昭和 60 年、63 年、平成 3 年、6 年には卸・小売店の調査を、昭和 61 年、平成元年、4 年には飲食店の調査をそれぞれ分割して実施したが、飲食店の調査については以後実施していない。卸・小売店の調査については、平成 9 以降 5 年ごとに実施している。

2. 調査の目的

商店を対象に行い、その分布状況や販売活動など商業活動の実態を把握する。

3. 調査の範囲

卸・小売業に属するすべての事業所を対象とする。

4. 調査の単位

事業所単位の調査で、同じ企業の経営に属するものであっても、本店、支店、営業所などはそれぞれ個々の商店としてその場所ごとに調査の対象としている。

5. 調査事項(主なもの)

商店名、所在地、経営組織、資本金額、開設年、売場面積、従業者数、年間商品販売額、修理料、仲介手数料、商品手持額等。

6. 集計項目の開設

卸 売 業	主として小売業、又は他の卸売業に商品を販売するもの。
小 売 業	主として一般消費者に商品を販売するもので、修理を兼ねている場合も含まれる。
従 業 者 数	調査期日現在、主としてその店の業務に従事している者をいう。
年間商品販売額	調査期日前の 1 年間の商品総販売額をいう。その事業所における有体商品の販売額をいい、土地、建物などの不動産および株券、商品券、宝くじなどの有価証券の販売額は含まれない。
産 業 分 類	日本標準産業分類による。

7. その他

平成 9 年 6 月 1 日実施の卸売・小売業調査を掲載した。また、統計表によっては、単位未満を四捨五入してあるので、総数と一致しないものがある。

なお、平成 9 年商業統計調査結果は、通商産業大臣官房調査統計部の資料と東京都総務局統計部の資料によるが、双方の調査項目に相違があるため、総数は一致しないものがある。